平成27年度 第1回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会会議録

- **1 日時**: 平成27年7月6日(月) 13:30~14:50
- 2 場所: 越谷市中央市民会館 4 階第 1 6 ~ 1 8 会議室
- 3 出席者等:
- (1) 出席委員:14名: 朝日雅也委員、岩本敏英委員、高野淑恵委員、豊田範 光委員、阿保裕子委員、松田繁三委員、飯野哲義委員、松澤茂 委員、小柳ユミ子委員、松村敦夫委員、瀬戸光子委員、猪股拓 美委員、三田寺しず江委員、門間愛委員
- (2) 欠席委員: 4名: 岡野昌彦委員、宮下昭宣委員、新美由美子委員、伊藤えつ子委員
- (3) 事務局:鈴木福祉部長、竹内福祉部副部長(兼)介護保険課長、渡邉子ど も家庭部副部長(兼)子ども育成課長、山元障害福祉課長、髙橋 子育て支援課長、角屋障害福祉課副課長、山﨑障害福祉課副課 長、森田子育て支援課副課長、関根子育て支援課副課長、小西 障害福祉課主幹、田中障害福祉課主幹、岩崎障害福祉課主事
- **4 傍聴者**:4名
- 5 次第
 - 1 開会 2 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の概要
 - 3 議事 4 その他 5 閉会
 - ≪3 議事≫
 - (1) 分科会長及び副分科会長の選出について
 - (2) 第4次越谷市障がい者計画について
 - ① 越谷市障がい者計画策定基本方針について
 - ② 第4次越谷市障がい者計画の施策の体系(案)について

6 会議資料

- 会議次第
- ・社会福祉審議会の概要について【資料1】
- ・中核市移行による社会福祉審議会障害者福祉専門分科会への 越谷市障害者施策推進協議会の機能移行について【資料2】
- ・越谷市障がい者計画策定基本方針【資料3】
- ・第4次越谷市障がい者計画の施策の体系(案)【資料4】
- ・第3次越谷市障がい者計画
- ・第4期越谷市障がい福祉計画
- ・越谷市の障害者福祉ガイド

- 越谷市社会福祉審議会条例
- 越谷市社会福祉審議会条例施行規則
- 委員名簿
- 事務局職員等一覧
- 席次表

【会議内容】

1 開会

越谷市社会福祉審議会条例・第6条・第3項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。委員総数18名のうち14名が出席しているため、会議が成立することを報告。

2 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の概要

事務局:《資料に基づき説明》

【資料1】社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の概要

【資料2】中核市移行による社会福祉審議会障害者福祉専門分科会への 越谷市施策推進協議会の機能移行について

3 議事

(1) 分科会長及び副分科会長の選出

越谷市社会福祉審議会条例・第5条第1項の規定に基づき、互選により定めることとなっているが、本日が初めての顔合わせの方も多いため、事務局案として、分科会長を埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科教授「朝日 雅也」委員に、副分科会長を越谷市歯科医師会副会長「岩本 敏英」委員にお願いすることで全委員承諾。

朝日分科会長、岩本副分科会長のあいさつ

越谷市社会福祉審議会条例・第6条第2項の規定に基づき、朝日分科会長 が議長となり議事進行。会議録作成のための録音の許可、越谷市社会福祉審 議会条例・施行規則・第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し 承諾。

――傍聴人の入室――

(2) 第4次越谷市障がい者計画について

① D 越谷市障がい者計画策定基本方針について

事務局:《資料に基づき説明》

【資料3】越谷市障がい者計画策定基本方針について

② 第4次越谷市障がい者計画の施策の体系(案)について

事務局:《資料に基づき説明》

【資料4】第4次越谷市障がい者計画の施策の体系(案)

《質疑応答等》

議長: 本会議は、変更案が良いかどうかを決するわけではないという理

解でよいか。

事務局: はい。

委員: どの項目と言うよりも全体に関わってくることとしての意見があ る。たとえばスポーツについて(『第3次越谷市障がい者計画』11 7ページ「(3) -2 障がい者のスポーツ交流の促進」を参照)。現 在、近隣の越谷西特別支援学校や知的障がいの方々で、さまざまに 活躍する場を求めている方がいる。越谷では走るチャンスがないた め、近隣の大会や遠い他県まで出向き、車いすマラソンに参加して いる方たちもいる。また、大会要項によっては10kmマラソンの 制限時間が60分であったりする。各大会の開催要項等の中におけ る制限に関して、「見直しをして改善する」あるいは「ハードルを低 くする」という取組等を行うことによって、「共に生きる」というこ とがより生きていくと思う。「(3) -2 障がい者のスポーツ交流 の促進」の箇所では、障がい者のスポーツ交流の促進という恐らく 大きな理念があり、そこに中項目、小項目という項立てが作られて いくのだと思う。(理念上の文言には制限があると思うが)、その具 体的な中において、そのことが理念と一致する、マッチするといっ た考え方に基づいた、実質的な意味を持つ理念であってほしい。

議長: ご指摘の通り、今、理念から変更案が示されているので、そちら

から攻めるという方法もある。けれども、越谷市の従来の障がい者計画は、そこに視点・目標・方針があり具体的な施策があり、ということなので、たとえば施策のひとつひとつのスポーツ交流あるいはスポーツへの参加という観点から見れば、当然その結びつく視点や目標や方針はなにか、その結果、基本理念のどこに照合するものかということで、常に「理念から降ろしていく作業」と「具体的な願いや希望から積み上げていく作業」と、双方向で検討していくひとつだと思う。きわめて具体的なことを例に挙げて、そこに基本理念まで最終的に整合性がつくような体系にしていただきたい、という意見として承りたいと思う。

議 長: 資料4-2 基本理念の変更(案)について。第4次計画の「人格と個性を尊重し合いながら」というのは、この間の障害者基本法の改正の部分を落としこんでいると思うのだが、「共に生活する」は、現行の「ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる」と趣旨としては違わないと思うが、「共に生活する」というのは、障害者基本法の改正のところでは「共生する」ということですべて集約されていると思う。ここで「共生する」と使わず、「共に生活する」と提案された意図や背景はあるのか。

事務局: 基本理念の表現方法として、ひとつのスローガンと考えている。 議長の指摘の通り、まさにここは「共生」という意味ではあるが、 スローガンとしての言葉の柔らかさとして、このような表現方法を とった。

委 員: 第3次計画では「ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる」と書いてある。私の知る限りでは、「ともに育ち」も難しいと聞いている。地元の学校に行けず、支援学校も遠くに行き、実際ともに育っているのかという疑問がある。「ともに働き」は非常に難しい。視覚障がいは、目からの情報を取ることや、移動することも難しい。「ともに暮らすことのできる」も、やはり難しいのではないかと思ってしまう。それが4次計画になったときに、スローガンということだとは思うが、前が「ともに育ってないよなぁ、ともに働けてないよなぁ」と確認できるため、これがスローガンになってしまうと、その辺が見えなくなってしまっているのではないかという気がする。

議 長: 重要な課題として認識してもらうためには、具体的に何を目指す かと分かった方が効果的ではないのか、というのが今ご意見の趣旨 になる。

委員: 理念があって視点があって目標があってというのは非常に良い計画だと思うが、権利条約が批准されている。権利条約というのは、今までの福祉の日本の理念とまったく違う考え方から出来ているもので、日本の社会に本当に受け入れられるのだろうかという思いが非常にある。今までの医療モデルから社会モデルにというようなすごい転換もあるため、この4次計画の中に権利条約の基本方針のようなものを反映させる意思があるのか、それとも今までの越谷市の障がい者計画に基づいて達成されていない所をまず達成していこうという計画なのか、その辺りを知りたい。

事務局: 第3次計画から第4次計画に移行するこの5年間の中で、市としては、障がい福祉に関わる社会情勢でもっとも大きい変化があったものは権利条約の批准であると考えている。国内でもこの批准をするために、障害者基本法の改正や差別解消法の成立、世の中ではもともとあったが成年後見制度がもっと広い広がりを見せていたりと、権利擁護の分野というものはこの5年間で一番変わって来たことであるとの認識のもと、現在の体系案でもこの権利擁護をワンランク上のくくりの中にあげている。従って、次回以降提示することになるこの計画案の素案の中でも、この辺りのことはしっかり記述をし、委員のみなさまにご覧いただき、ご意見等を承りたいと考えている。

委員: その理念に向かって施策をしていくというのは非常に難しいことだと思う。先ほどのお話にもあったように、私たちの目線の中にあって達成されていないことがたくさんある。障がい者に社会参加・スポーツ交流という文言が第3次の中には書かれているが、たとえば総合体育館は現在、民間委託になり、民間の方が運営している。土砂降りの雨の日に、障がいのある方の車を「玄関で止めることはできません」「邪魔になるから」と言われた。これが現実にあり、計画のほうではまだ達成されていないけれども、基本理念の方に則

って素晴らしい計画を立てていく、という溝をどのように埋めていったらいいのか。虐待防止法にしても差別解消法にしても、法律は出来ても現実にそれが変わっていかなければまったく意味がないため、一般の地域社会の中にそれをどのように浸透させていくかということを大切にしたいと思うので、ぜひ市の方のご協力をいただきたい。

委員: 第4次計画を進めるにあたり、第3次計画の反省・実績なども私 たちは知りたい。第4次に関わる私たちとしては、5年間で本当に できることを計画したいのだが、その点をどう考えているのか。

議 長: 現行計画の進捗状況や達成状況については、次の8月の本会で紹介いただく。ご指摘の通り、それがなければ現行のなにが問題でなにが足りないのか、ベースがみなさんで共有できないので、あらためて私からも次の会のときには詳細な進捗状況が分かる資料をご用意いただきたいと思う。

議長: 資料4-5の権利擁護は、先程のご意見にも関わるところだが、まさに施策として解消していくのだということで、新たにここでご提案されたのは障害者権利条約の批准を受けての対応だと思う。同時に、権利擁護の推進というだけではなく、先ほどのご意見にあったように、障害者権利条約は、障がいがない人との平等を基礎として権利の主体者になるのだというところで、従来の福祉サービスの対象ですよといったものとは全然違う考え方になる。7番に差別解消の権利擁護の施策が立ったというだけではなく、実は他の隅々のところにもその考え方といのうは生かされていくべきで、もちろんそれは最終的にはどういう配慮を提供していくかということの全市民的な合意も必要だと思う。そういう意味でこの障がい者計画が障がいのある関係者だけで留まるものではなく、全体のものにしていくという点では、重要なご指摘をいただいているのではないかなと思う。

例えば、視点のところも厳密にはエンパワメントは自立の概念とは部分ではあるが、直接そのものではないかもしれないとか、現実には議論があり、リハビリテーションも社会参加だけなのか等、もっと違うこの自立ではなくて自分から律するという意味でのものを獲得するものかもしれない。リハビリテーションこそ権利の回復であるという考え方もあるので、このあたりも今日は一定のたたき

台を出していただき、ただ事務局の思いとしては、ぜひこの間の社会状況の変化などは的確に投影していきたいということだと思われるので、そういう意味で最終的にはできるだけ多くの市民の方が「そうだ、そうだ」と理解していただけるような表現なり項目にしていくと良いなと思う。

最近、レイクタウンのエスカレーターで、左手が少し不自由なの 委 員: か手すりにつかまるのと、足を踏み出すタイミングが合わずに苦労 しているお年寄りがいた。そこに通りかかった親子(母・娘)と思 しき二人が連携し、ひとりが手を携え、もうひとりが落下しないよ う前で受け手に回り、スムーズに下に降りることを手助けしていた。 非常に良い光景だと思って見ていた。理念の考え方の中には「障が いのある方のための共生社会」に踏み込んでいるようなニュアンス が少し多い気がするが、やはり通常のさまざまな方々に対しても、 支え合うためには力を発揮してもらい、そのためには啓発・広報活 動を行いながら、そういった面においての手の差し伸べ方や、支え るためのあり方などについての認識がもっと高くなっていけば良 いなと思う。また、越谷市内ではない他のコンビニエンスストアに 寄った際に、言葉の不自由な身体障がいの方が、レジでお客さんの 対応をしていた。特有の発声で聞き取りにくいのだが、その方が一 生懸命やりとりをしながらレジを打っている光景を見て、そういう ことが私たちのエリアの中でもごく当たり前に見られるような、そ のための企業努力なり関係者のお力が必要だとは思うが、そういっ た越谷市の福祉行政や福祉の在り方を追求していただけるような 方向に進んで行っていただけるといいかなと思う。

議 長: 障害福祉分科会のテーマのみならず、社会福祉審議会全体、あるい は地域福祉の分科会でもきちっと議論していただくようなことか と思うので、ご意見ということで承っておきたいと思う。

——資料配布——

委員: 私は大宮で生まれて、学校に行くまでは、大宮の桜木南保育園にかよっていた。小学校にはいるとき、近所の学校に見学に行きましたが、断られた。その後、大宮の養護学校に通い、小6の2学期からは寄居町の入所施設に入り、熊谷養護学校に通った。熊谷養護学校の時に、施設での集団生活が嫌になり、そのことをケースワーカ

一に相談したら、生活ホーム「もんてん」を教えてくれた。そこで 高2の時に生活ホーム「もんてん」で体験入居をしながら、「べし み」で現場実習をした。卒業後に、その生活ホームで暮らしたかっ たが、まだ部屋が空いていないため、県リハで一年半、パソコンの 練習をしながら過ごした。2005年に、生活ホームに入居し、「べし み」の活動に参加するようになった。障害児の普通学級の問題に出 会い、自分も普通の学校に行ってみたかったので、先輩の障害者に 手伝ってもらいながら、2007年に大宮商業定時制高校を受験して、 合格しました。それまで、定時制の高校に通えるとは知らなかった。 その学校で、車イスの生徒は私が初めてだった。学校側も、私のク ラスの授業は一階の教室でやったり、トイレもロールカーテンに改 造したり、階段を上る時は先生たちに担いでもらったり、その後に は昇降機を買ってもらったりして、いろんな工夫をしてくれた。卒 業後も、同級生とはたまに連絡を取り合ったりしている。自分の部 屋を持つことや、普通の学校に通えるという事は、昔の私には分か らなかった。そういう事を教えてくれて、手伝ってくれる人がいた ら、小学校も地元のところに行けたのかな、と思う。知らなかった ら、養護学校しか行けず、今も入所施設で暮らしていたかもしれな い。何も知らない熊谷養護時代の私がアンケートをしたら、卒業後 の進路は施設ぐらいしか選べなかったと思う。私はアンケートだけ では分からないので、一緒にいろんな人と現地調査とかやって、分 かりながら進められると良いと思う。

4 その他

事務局: 次回の会議が平成27年8月20日(木)13時30分に開催されるという旨の連絡

5 閉会

岩本副分科会長のあいさつ。